

「指定地域密着型通所介護・指定介護予防通所介護相当サービス」

竹里館デイサービスセンター 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(みやま市指定 第 4098700141号)

当事業所はご契約者に対して指定地域密着型通所介護・指定介護予防通所介護相当サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

◆◆ 目次 ◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 業務継続計画	12
6. 虐待防止のための措置	12
7. 職場におけるハラスメントの防止	12
8. 苦情の処理について	12

1. 事業所名

- ① 法人名 社会福祉法人 竹里会
- ② 法人所在地 福岡県みやま市山川町原町83番地の1
- ③ 電話番号 0944-67-3141
- ④ 代表者名 理事長 山内 一明
- ⑤ 設立年月日 昭和60年12月

2. 事業所の概要

- ① 事業所の種類 指定地域密着型通所介護事業所 令和2年4月1日指定
みやま市 4098700141
指定介護予防通所介護相当サービス
※当事業所は特別養護老人ホーム竹里館に併設されています。
- ② 事業所の目的 指定地域密着型通所介護・指定介護予防通所介護相当サービスは介護保険法令に従い、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、ご利用者に対し、適切な通所介護を提供する事を目的とする。
- ③ 事業所の名称 竹里館デイサービスセンター
- ④ 事業所の所在地 福岡県みやま市山川町原町83番地の1
- ⑤ 電話番号 0944-67-3141
- ⑥ 管理者名 西川 和子
- ⑦ 当事業所の基本理念
私達は、思いやりの心、感謝の心を大切に、真心と笑顔あふれる施設づくりを目指します。
- ⑧ 開設年月日 令和2年4月1日
- ⑨ 通常の実施区域 みやま市
- ⑩ 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日
営業時間	午前8:30～午後6:00
サービス提供時間	午前9:30～午後5:00

- ⑪ 利用定員 18人

3. 職員の配置状況

竹里館デイサービスセンターでは、ご契約者に対して指定地域密着型通所介護サービス・指定介護予防通所介護相当サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈 主な職員の配置状況 〉

職種	職員数	内訳
1. 管理者	1	生活相談員との兼務
2. 生活相談員	1 以上	1 名常勤1名介護職との兼務
3. 看護職員	1 以上	機能訓練指導員との兼務
4. 介護職員	1 以上	1 名生活相談員との兼務
5. 機能訓練指導員	1 以上	1 名常勤 2 名看護職員との兼務

〈 主な職種の勤務体制 〉

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間 8:30～17:30
2. 看護職員	勤務時間 ① .8:30～17:30 ② .8:30～12:30
3. 機能訓練指導員	勤務時間 ① .8:30～17:30 ② .13:30～17:30

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

竹里館デイサービスセンターでは、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割及び8割または7割が介護保険から給付されます。

〈 サービスの概要 〉

① 食事

- ・竹里館デイサービスセンターでは、管理栄養士のたてる献立表により、栄養及びご契約者の身体の状態並びに嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のために離床して食事を摂っていただくことを原則としています。

(食事の時間) 12:00～13:00

② 入浴

- ・入浴または清拭を行います。寝たきりでも機械浴(リフト浴槽)を使用して入浴することができます。(清拭は入浴加算の対象となりません。)

③ 排泄

- ・ご契約者の機能レベルに応じての排泄の介助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 送迎

- ・ご契約者の希望に応じて朝、自宅まで迎えに行き、帰りも施設からお送りします。

〈 サービス利用料金 (1回あたり) 〉

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金が介護給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

■地域密着型通所介護費【1日あたり】

*1割負担の場合

所要時間3時間以上4時間未満の場合（提供時間 9:30~13:00）

ご契約者の要介護度	給付単位	ご契約者の自己負担	介護保険からの給付
要介護 1	416単位	416円	3,744円
要介護 2	478単位	478円	4,302円
要介護 3	540単位	540円	4,860円
要介護 4	600単位	600円	5,400円
要介護 5	663単位	663円	5,967円

所要時間4時間以上5時間未満の場合（提供時間 9:30~14:00）

ご契約者の要介護度	給付単位	ご契約者の自己負担	介護保険からの給付
要介護 1	436単位	436円	3,924円
要介護 2	501単位	501円	4,509円
要介護 3	566単位	566円	5,094円
要介護 4	629単位	629円	5,661円
要介護 5	695単位	695円	6,255円

所要時間5時間以上6時間未満の場合（提供時間 9:30~15:00）

ご契約者の要介護度	給付単位	ご契約者の自己負担	介護保険からの給付
要介護 1	657単位	657円	5,913円
要介護 2	776単位	776円	6,984円
要介護 3	896単位	896円	8,064円
要介護 4	1,013単位	1,013円	9,117円
要介護 5	1,134単位	1,134円	10,206円

所要時間6時間以上7時間未満の場合（提供時間 9:30~16:00）

ご契約者の要介護度	給付単位	ご契約者の自己負担	介護保険からの給付
要介護 1	678単位	678円	6,102円
要介護 2	801単位	801円	7,209円
要介護 3	925単位	925円	8,325円
要介護 4	1,049単位	1,049円	9,441円
要介護 5	1,172単位	1,172円	10,548円

所要時間7時間以上8時間未満の場合（提供時間 9：30～17：00）

ご契約者の要介護度	給付単位	ご契約者の自己負担	介護保険からの給付
要介護 1	753単位	753円	6,777円
要介護 2	890単位	890円	8,010円
要介護 3	1,032単位	1,032円	9,288円
要介護 4	1,172単位	1,172円	10,548円
要介護 5	1,312単位	1,312円	11,808円

【加算】

- * 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 56単位/日(自己負担 56円)
□ 76単位/日(自己負担 76円)
- * 入浴介助加算(Ⅰ) 40単位/日(入浴された場合自己負担40円)
- * 個別機能訓練加算(Ⅱ) 20単位/月(自己負担 20円)
- * ADL 維持加算(Ⅰ) 30単位/月(自己負担 30円)
(Ⅱ) 60単位/月(自己負担 60円)
- * 科学的介護推進体制加算 40単位/月(自己負担 40円)
- * 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 利用単位に8.0%(利用者負担はその1割)
を乗じた額【令和6年6月より】
- * 施設が送迎を行わない場合 ▲47単位/片道

☆LIFE(科学的情報システム)を利用し、厚生労働省に情報を提出いたします。

*2割負担の場合

所要時間3時間以上4時間未満の場合（提供時間 9：30～13：00）

ご契約者の要介護度	給付単位	ご契約者の自己負担	介護保険からの給付
要介護 1	416単位	832円	3,328円
要介護 2	478単位	956円	3,824円
要介護 3	540単位	1,080円	4,320円
要介護 4	600単位	1,200円	4,800円
要介護 5	663単位	1,326円	5,304円

所要時間4時間以上5時間未満の場合（提供時間 9：30～14：00）

ご契約者の要介護度	給付単位	ご契約者の自己負担	介護保険からの給付
要介護 1	436単位	872円	3,488円
要介護 2	501単位	1,002円	4,008円
要介護 3	566単位	1,132円	4,528円
要介護 4	629単位	1,258円	5,032円
要介護 5	695単位	1,390円	5,560円

所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合（提供時間 9：30～15：00）

ご契約者の要介護度	給付単位	ご契約者の自己負担	介護保険からの給付
要介護 1	657単位	1,314円	5,256円
要介護 2	776単位	1,552円	6,208円
要介護 3	896単位	1,792円	7,168円
要介護 4	1,013単位	2,026円	8,104円
要介護 5	1,134単位	2,268円	9,072円

所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合（提供時間 9：30～16：00）

ご契約者の要介護度	給付単位	ご契約者の自己負担	介護保険からの給付
要介護 1	678単位	1,356円	5,424円
要介護 2	801単位	1,602円	6,408円
要介護 3	925単位	1,850円	7,400円
要介護 4	1,049単位	2,098円	8,392円
要介護 5	1,172単位	2,344円	9,376円

所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合（提供時間 9：30～17：00）

ご契約者の要介護度	給付単位	ご契約者の自己負担	介護保険からの給付
要介護 1	753単位	1,506円	6,024円
要介護 2	890単位	1,780円	7,120円
要介護 3	1,032単位	2,064円	8,256円
要介護 4	1,172単位	2,344円	9,376円
要介護 5	1,312単位	2,624円	10,496円

【加算】

* 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 56単位/日(自己負担 112円)

□ 76単位/日(自己負担 152円)

* 入浴介助加算(Ⅰ) 40単位/日(自己負担 80円)

* 個別機能訓練加算(Ⅱ) 20単位/月(自己負担 40円)

* ADL 維持加算(Ⅰ) 30単位/月(自己負担 60円)

(Ⅱ) 60単位/月(自己負担 120円)

* 科学的介護推進体制加算 40単位/月(自己負担 80円)

* 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)利用単位数に8.0%(利用者負担はその2割)

を乗じた額【令和6年6月より】

* 施設が送迎を行わない場合 ▲47単位/片道

☆LIFE(科学的情報システム)を利用し、情報を厚生労働省に提出いたします。

*3割負担の場合

所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合（提供時間 9：30～13：00）

ご契約者の要介護度	給付単位	ご契約者の自己負担	介護保険からの給付
要介護 1	416単位	1,248円	2,912円
要介護 2	478単位	1,434円	3,346円
要介護 3	540単位	1,620円	3,780円
要介護 4	600単位	1,800円	4,200円
要介護 5	663単位	1,989円	4,641円

所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合（提供時間 9：30～14：00）

ご契約者の要介護度	給付単位	ご契約者の自己負担	介護保険からの給付
要介護 1	436単位	1,308円	3,052円
要介護 2	501単位	1,503円	3,507円
要介護 3	566単位	1,698円	3,962円
要介護 4	629単位	1,887円	4,403円
要介護 5	695単位	2,085円	4,865円

所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合（提供時間 9：30～15：00）

ご契約者の要介護度	給付単位	ご契約者の自己負担	介護保険からの給付
要介護 1	657単位	1,971円	4,599円
要介護 2	776単位	2,328円	5,432円
要介護 3	896単位	2,688円	6,272円
要介護 4	1,013単位	3,039円	7,091円
要介護 5	1,134単位	3,402円	7,938円

所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合（提供時間 9：30～16：00）

ご契約者の要介護度	給付単位	ご契約者の自己負担	介護保険からの給付
要介護 1	678単位	2,034円	4,746円
要介護 2	801単位	2,403円	5,607円
要介護 3	925単位	2,775円	6,475円
要介護 4	1,049単位	3,147円	7,343円
要介護 5	1,172単位	3,516円	8,204円

■介護予防通所介護相当サービス費(月単位)

*1 割負担の場合

	給付単位	利用者負担額	保険給付
要支援1	1.798 単位/月	1.798 円	16.182 円
要支援2	3.621 単位/月	3.621 円	32.589 円

【加算】

- 科学的介護推進体制加算 40 単位/月(自己負担 40 円/月)
- 介護職員処遇体制加算(Ⅲ) 利用単位数に 8.0% (利用者負担はその 1 割)
を乗じた額【令和 6 年 6 月より】

☆LIFE(科学的情報システム)を利用し、厚生労働省に情報を提供いたします

*2 割負担の場合

	給付単位	利用者負担額	保険給付
要支援1	1.798 単位/月	3.596 円	14.384 円
要支援2	3.621 単位/月	7.242 円	28.968 円

【加算】

- 科学的介護推進体制加算 40 単位/月(自己負担 80 円/月)
- 介護職員処遇体制加算(Ⅲ) 利用単位数に 8.0%(利用者はその 2 割)
を乗じた額【令和 6 年 6 月より】

☆LIFE(科学的情報システム)を利用し、厚生労働省に情報を提供いたします

*3 割負担の場合

	給付単位	利用者負担額	保険給付
要支援1	1.798 単位/月	5.394 円	12.586 円
要支援2	3.621 単位/月	10.863 円	25.347 円

【加算】

- 科学的介護推進体制加算 40 単位/月(自己負担 120 単位)
- 介護職員処遇体制加算(Ⅲ) 利用単位数に 8.0% (利用者負担はその 3 割)
を乗じた額【令和 6 年 6 月より】

☆LIFE(科学的情報システム)を利用し、厚生労働省に情報を提供いたします

※ご契約者がまだ要介護認定又は要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定又は要支援認定を受けたあと、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる「サービス提供証明書」を交付します。

※ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈 サービスの概要と利用料金 〉

① 食事の提供(食費)

ご契約者に提供する食事に係る費用です。

料金：1回あたり 620円【令和6年5月より】

② レクリエーション、クラブ活動(制作)

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：レクリエーション バスハイク時の入場料等

クラブ活動 制作物、手芸等の個人購入希望があった場合
上記の場合、実費をいただきます。

③ 実施区域以外の送迎費用

1	実施区域を越え片道おおむね	5Km未満	70円
2	実施区域を越え片道おおむね	5Km以上10Km未満	140円
3	実施区域を越え片道おおむね	10Km以上15Km未満	220円
4	実施区域を越え片道おおむね	15Km以上	300円

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用前日までにその都度お支払いいただくか、1ヶ月まとめてお支払いいただく方法があります。利用開始前の面接時にご契約者の希望により決定します。

なお、1ヶ月まとめてのお支払いの場合、翌月10日前後に請求書をお渡ししますので、月末までにその金額をお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止

または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。ただし、ご契約者の体調不調等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

(5) 緊急時の対応方法

- サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、速やかにご家族等に連絡します。

事故発生時の対応方法

※事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、速やかに家族等及び関係諸機関に事故の発生状況及び今後の対策について報告します。

※当事業所では、サービスの提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により、ご契約者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、ご利用者に対してその損害を補償限度額の範囲内において、その損害を賠償しますが、当事業所は事故の帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。

5. 業務継続計画

事業所は、感染症や災害が発生した場合にあっても、ご利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう業務継続計画を策定し、必要な措置を行います。

6. 虐待の防止のための措置

事業所は虐待防止の為の指針を整備し、必要な措置を講じます。

7. 職場におけるハラスメントの防止

パワーハラスメント指針を整備し、事業所におけるハラスメント対策の推進を行います

8. 身体拘束に関する事項

(1) 事業所はご利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為は行いません。ただし、当該ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合には、適正な手続きにより身体拘束を行います。

(2) 事業所は、身体拘束等の適正を図る為、次に掲げる措置を講じます。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。

③介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施します。

9. 苦情の処理について

ご利用者及びそのご家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受
け付ける為の窓口を設置しています。

(苦情の受付)

(1) 竹里館における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 電話 0944-67-3141
（事務長） 立石 竜彦
- 苦情解決責任者
（管理者） 西川 和子
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00
また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

みやま市役所介護支援課介護保険係	福岡県みやま市瀬高町小川 5 番地 電話 0944-64-1555 FAX 0944-64-1601
福岡県国民健康保険団体連合会	福岡市博多区吉塚本町 13 番地 47 号 電話 092-642-7813 FAX 092-642-7857
福岡県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	福岡県春日市原町 3 丁目 1 番地 7 福岡県総合福祉センター内 電話 092-915-3511 FAX 092-584-3354

10. 運営推進会議の設置

当事業所では、地域密着型通所介護サービスの提供に当たり、サービス提供状況
について定期的に報告するとともに、その内容等についての、評価、要望、助言を受
けるため、下記の通り運営推進会議を設置します。

【運営推進会議】

構成： 利用者代表 利用者家族代表 地域住民代表
市職員 地域包括支援センター職員
地域密着型通所介護について知見を有する者
地域密着型通所介護の事業者

開催： 年 2 回

会議録： 運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

令和 年 月 日

指定地域密着型通所介護サービス・指定介護予防通所介護相当サービス提供の
開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

竹里館デイサービスセンター

説明者職種

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、指定地域密着型通
所介護サービス・指定介護予防通所介護相当サービスの提供開始に同意します。

利用者住所

氏名

印

代理人住所

氏名

印

(続柄)

なお、本契約第12条3項のサービス担当者会議等について個人情報を使用すること
について同意します。

印